

恭仁宮跡の現状と今後の展望

久保哲正

1 はじめに

京都府でも最南部に位置する相楽郡加茂町に所在する恭仁宮跡については、近年の発掘調査によって、徐々にではあるが、その全容が明らかになりつつある。この調査の進捗に連れて、当初、史跡山城国分寺跡周辺と認識されていた遺跡の範囲も拡大してきた。都城跡という大規模遺跡の性格からすれば、一地方寺院跡の寺域程の範囲に全容が収まらないことは、専門家でなくとも、わかっていたことではある。しかし、短命の都というレッテルを貼られた恭仁宮跡においては、調査主体者側にも、地元住民側にも、宮跡の範囲はこの位なのではないだろうかという、思い込みのようなものがあった。ただ、この思い込みの裏には、大きな相違があったように感じられる。つまり、調査者側には、都城跡とはいえ、わずか3年余りしかなかった都だから、残念だが、宮の中心的な建物が何棟もある程度なのではないだろうかという気持ちだが、地元住民には、史跡指定地の範囲で収まるのではないかといった感情が存在していたように思える。このふたつの感情のギャップが、現在、恭仁宮跡の置かれている立場をよく示しているという気がする。

現実には、恭仁宮跡の関連遺構は拡大を続け、当初の予想枠組であった史跡山城国分寺跡の指定範囲を大きく上回ってきている。調査を担当する側としては、これは、うれしい誤算であり、都城遺跡という遺跡の性格からすると、当然の結果かもしれない。しかし、こうした成果を得るまでに、調査開始以来、平成元年度までで17年の歳月を要している(第1表参照)。この17年を長く感じるか短く感じるかは、人によって受けとり方が違うであろうが、恭仁宮跡を解明するという立場からは、調査がやっと端緒についたところであり、これからが本腰を入れて取り組んで行く時期になるというのが実感である。これに対して、「とかく行政のやる仕事は遅い。」という地元の声を聞くことがしばしばある。住民の側に立つなら、重要遺跡の範囲が広がらずに、なおかつ、早く調査が終了してほしいという声があるのも事実である。そして、開発を含めた自由な土地の活用を行いたいという切実な願いがあることも理解できる。この相いれない二つの見解をうまくまとめて行くことが、恭仁宮跡の今後の保存・活用に大きく関わってくるものと思える。ここでは、そのような点を踏まえて、現状の認識と将来的な展望といったものについて、少し述べてみたい。

第1表 恭仁宮跡発掘調査経過一覧

年度	調査目的	備考
48	恭仁宮関係文献調査、宮域内分布調査	当初10年計画調査
49	宮内東部地区において小規模建物群確認、考古墳の発見	〃
50	大極殿院回廊調査、国分寺塔跡基壇確認調査	〃
51	大極殿跡確認調査、推定内裏地域確認調査	〃
52	大極殿院回廊調査、国分寺塔跡基壇及び塔院塀跡確認調査	〃
53	大極殿院回廊調査、内裏関係塀跡と建物確認	〃
54	内裏塀跡延長部確認調査、国分寺東・南築地確認調査	〃
55	内裏東方官衙正殿・後殿確認、国分寺南大門確認、朝堂院東側塀跡確認	〃
56	内裏塀跡延長部確認調査、国分寺内西北部建物確認、朝堂院東側柵列確認	〃
57	朝堂院地域確認調査、内裏関係施設の調査	〃
58	推定恭仁宮南限部確認調査、推定内裏内建物確認	新規5年計画調査
59	朝堂院西側塀跡確認、国分寺北側築地確認、朝堂院中門?付近塀跡確認	〃
60	推定恭仁宮北限部確認調査	〃
61	推定内裏内建物確認、東方官衙北側塀跡確認、恭仁宮北限部確認調査	〃
62	恭仁宮西方官衙建物確認、朝集殿院南限塀跡確認	〃
63	朝集殿院南門確認、国分寺東側築地確認	朝堂院地区確認調査
元	朝集殿院塀跡東南隅確認、恭仁宮南限築地及び側溝?検出	〃

2 恭仁宮跡の現状について

恭仁宮跡は、冒頭でも述べたとおり、京都府でも最南部の相楽郡加茂町に所在する奈良時代の都城遺跡である。この加茂町は、町内のほぼ中央を東西に貫流する木津川によって大きく南と北に分断されている。南部地域については、町の行政施設の大半が置かれ、JR関西線の電化に伴う交通網の整備に合わせて、南加茂台地区を中心とする新興住宅街の建設が進むといった、都市近郊型の居住地に変わりつつある。また、当尾地区には浄瑠璃寺、岩船寺といった有名な寺院や当尾の磨崖仏で知られる石仏群があり、文化財の散策コースとして非常に恵まれた環境となっている。一方、恭仁宮跡の所在する木津川北部地域は、緑地に取り囲まれた田園が広がる農村集落の形状を留めている。しかし、この北部地域に対しても開発の波は、押し寄せて来ようとしている。現在、恭仁宮跡のほぼ中央を横断し、木津川に沿って東西に走る国道163号線は、京都府南部と三重、滋賀両県に通じ

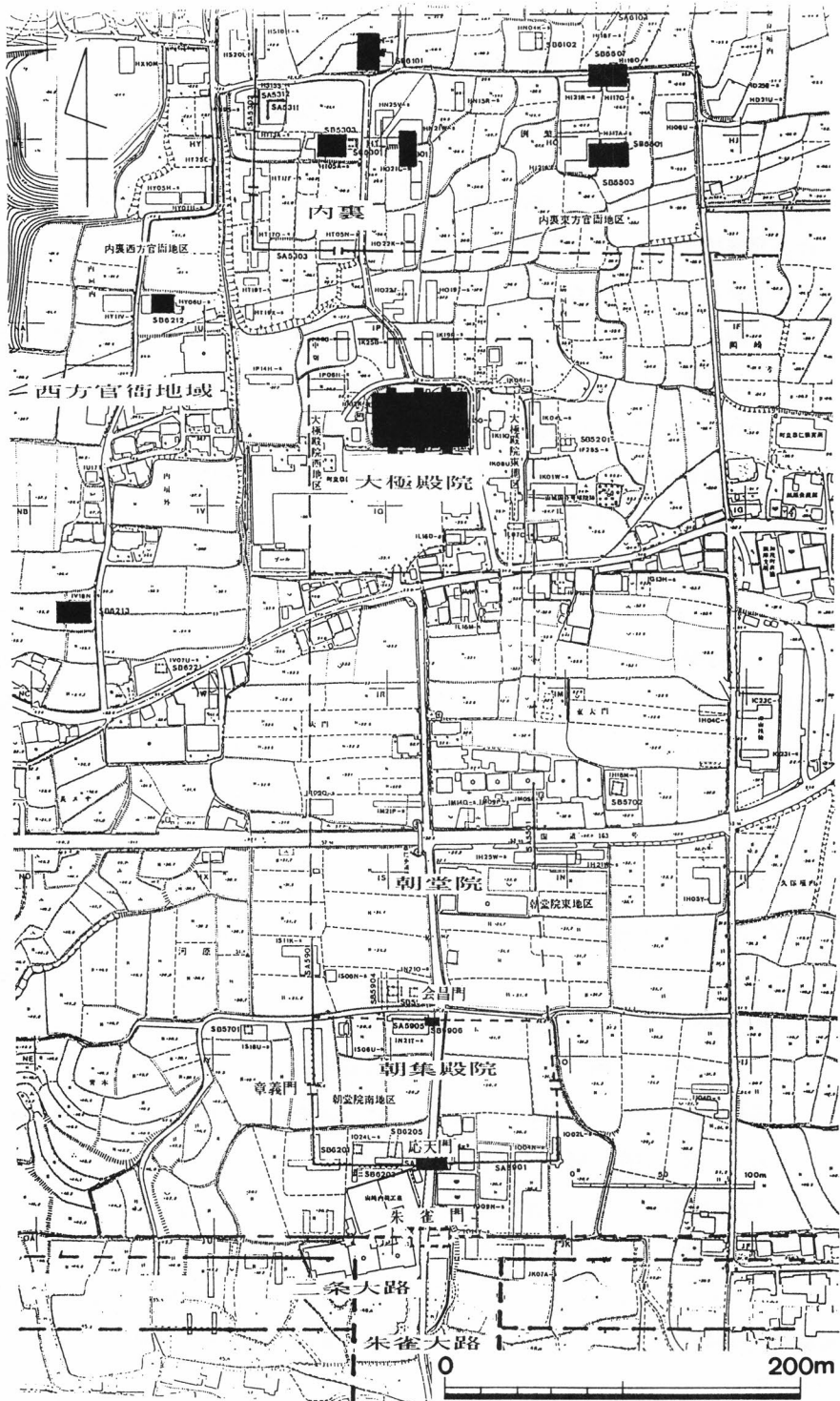
る動脈として、年々、車両の通行量は増加しており、国道に沿った地域における開発が活発化している。これに加えて、木津、精華、田辺町に跨がる関西文化学術研究都市建設の余波は、確実に周辺の地域にも広がりつつあり、この加茂町北部地域も例外ではなくなってきた。

恭仁宮跡の発掘調査は、当初、地元の要望に答えた範囲確認調査という側面が強かった。このため、発掘調査地は、史跡山城国分寺跡周辺に限られていた。しかし、近年の調査においては、開発に伴う事前調査も増え始めており、加茂町教育委員会が実施している町内遺跡の緊急発掘調査は、大半がこの恭仁宮跡内のものに限定されている。京都府教育委員会が行っている計画調査も、こうした現状とは無関係ではない。第1表に示した調査成果の一覧に記された各年度ごとの調査地を見ても明らかなように、昭和58年度の新規5ヶ年計画調査以後、調査対象地は広範囲に広がり、現在の主な対象地は、開発の影響が早く出始めることが予想される国道163号線より南の地域となっている。

上記のような状況の推移の中で、恭仁宮跡に関する資料も着実に増加してきている。恭仁宮跡の範囲については、平城宮跡等を参考にしながら、一応、大極殿跡を中心に1km四方をその四周と想定している。遺跡地図にもその範囲を明示し、周知の遺跡として文化財保護法の規制がかけられているものの、実態は不明であった。しかし、現在までの発掘調査によって、少なくとも、宮内の主要な部分についてはほぼ実在することが明らかになってきた。それは、古代の宮都を構成する重要な要素となる内裏、大極殿、朝堂院といった中心的施設である。しかし、これらも各々については、依然として全容の解明には至っていない。そこで、宮内の主要施設を現在の土地利用の状況と対比してみる。

まず、北の内裏地区から見て行く。恭仁宮の内裏地区については、昭和53年度からの調査以来、その区画の一部と内部の建物3棟が確認されている。内裏を区画すると推定される施設は、掘立柱の1本柱列で構成される塀跡であり、現在、西側の大半と南側の一部が確認されている。内部の建物3棟は、全て掘立柱建物であるが、いずれも正殿とは考え難い。この内裏の区画は、後で述べる大極殿の真北には隣接せず、大極殿とでは中心軸線を異にして、若干、西北方向に偏っているものと推定されている。この推定内裏区画は、その大部分が史跡山城国分寺跡の指定範囲内に含まれているが、北半部については指定地から外れている。現状としては、水田や畑地といった耕作用地であるが、宅地もすぐ近辺まで迫ってきている。この地域を含めて、恭仁宮跡と想定されている範囲は、大半が農地法上の農業振興地域に指定されているが、現集落の拡大傾向によっては、近い将来、宅地化して行く可能性が高い地域である。

内裏地区の東には、内裏東方官衙地区と呼んでいる区画がある。ここでは内裏地区と同



第1図 恭仁宮跡遺構配置図

様の規模・形状で構成される掘立柱の1本柱列塀跡が、北側を画する外郭線として一部分ではあるが、確認されている。区画内では、四面廂と南北両面廂の大規模な掘立柱建物が2棟、南北に並列して検出されている。このうち四面廂建物については、内裏東方官衙地区内の正殿と考えられるものである。この区画が、内裏地区と一体のものなのか、別に区画されたものなのかは、現在のところ不明である。内裏東方官衙地区と呼んでいる地域についても、その大半が史跡指定地の範囲に入っており、北、東半部が外れている。現状は、耕作地であり、当分の間、大規模な開発は予想されないが、農作業に伴う倉庫建設や簡易な耕地の改変が起りつつある。

大極殿地区の発掘調査においては、これまで山城国分寺の金堂跡としての伝承を持っていた土壇が、『続日本紀』に記載されたとおり、恭仁宮の大極殿跡であり、後に、山城国分寺の金堂に再利用されたものであることが判明した。また、大極殿については、その規模から平城宮第1次大極殿を移築したものであることが、ほぼ確実にされた。ただ、残念ながら、大極殿を取り囲むはずの回廊については、建設時の足場杭と推定される小規模な柱列を東側で確認している程度で、規模・構造は不明である。大極殿地区は、その全体が、現在、史跡指定地に含まれているが、地域内には、小学校、宅地、社寺用地等があり、大極殿跡の基壇そのものが、現在も法灯を保っている山城国分寺用地であるといった複雑な要素で構成されている。周辺の宅地については、改築を希望する史跡の現状変更許可申請が頻繁に提出され、特に、大極殿跡の南側に隣接する小学校については、老朽化が激しく、以前から解体新築の要望が強く上がっている。加茂町教育委員会としては、こうした現状を打開するため、史跡山城国分寺跡(恭仁宮跡)の保存管理計画を策定し、一部公有地化も行っている。また、小学校についても、改築にあたっては移転を行うという方向が示されつつある。この小学校の位置は、今後の恭仁宮跡の保存整備を進める上でも最重要整備対象地域となるだけに、移転問題が早期に解決することが望まれる。

続いて、朝堂院及び宮南限地区の現状であるが、恭仁宮朝堂院跡については、長らく未解明であった。しかし、近年の南部域の調査の増加によって、次第にその全容が現れつつある。現在までの調査成果としては、朝堂院の外郭を区画する塀が掘立柱の1本柱列で構成されていること、朝堂院の内部が、狭義の朝堂院と朝集殿院の2区画に分割されていること、朝堂院の南門が掘立柱建物で構築されていること等があげられる。朝堂院内部の建物は、まだ検出されていないが、外郭の塀跡については、東、西の各一部と、南辺を確認しており、ほぼ、平城宮第2次朝堂院の3分の2程の規模であることが確定できるようになってきた。また、この朝堂院地区の調査と並行して行ってきた、恭仁宮跡の南限を確定するという課題についても、平成2年度までの調査において、宮の南面大垣の一部と考え

られる遺構を検出し、さらに、宮域から京域へ広がる二条大路や朱雀大路の側溝の痕跡ではないかと考えられる遺構の確認等、今後への大きな手掛かりが得られ始めている。この朝堂院及び宮南限地域は、その中央部分を東西に貫く国道によって、大きく南北に二分されている。国道より北側の朝堂院地域については、中央部分が水田となっているものの、周辺は宅地、工場等に取り囲まれている。国道より南側については、一部に宅地がみられるものの、大半が水田、畑地となっている。この朝堂院地域は、国道に面していることもあり、恭仁宮跡の中でも開発の波が最も早く押し寄せてくることが予想される地域である。このため、現在、府教委が行っている調査については、この朝堂院、宮南限地域の全容解明に主眼を置いて実施されている。

最後に、宮内の官衙についてであるが、これまでの調査によって官衙と想定されるものは、大極殿の西方において確認された大規模な掘立柱建物2棟を中心にした、西方官衙地域という呼称を与えている地域が知られているだけである。しかし、この西方官衙地域が確認されたことにより、これと対の位置に当たる内裏や大極殿の東方にも官衙施設が予想される。この西方官衙地域については、現在、大部分が水田や畑地であるものの、工場や民家が一部に集中しており、周囲の環境整備の変化によっては、宅地化が進むことも十分考えられる。

以上が、現時点での恭仁宮跡に関する調査の成果と地域の実情といったところである。調査の成果については、上の状況から見ても明らかなように、まだまだ不十分な点が多いが、史跡山城国分寺跡の指定地の範囲をはるかに上回る地域に恭仁宮跡の遺構が広がることが明らかになってきた。このため、発掘調査は、今後とも継続的に実施して行く必要があると考えられる。しかし、最初にも述べた、この恭仁宮跡の発掘調査の目的の原点に戻ると、保存並びに活用という面では、遺跡の重要性に対する地元の理解や範囲の明示といった基本的な作業を急ぐ必要があることも感じられる。今後、恭仁宮跡の保存、整備を含めた事業が円滑に進むためにも、発掘調査の継続と地元の理解・協力とは、不可分の関係にあるものと考えられる。そこで、こうした現状認識に立った上で、恭仁宮跡の今後について、少し、意見を述べてみたい。

3 恭仁宮跡の保存について

恭仁宮跡という都城遺跡の保存については、廃都後、今日までこの地区に生活してきた人々が宮々と守り続けてきたものである。そして、昭和48年度の発掘調査開始以来、この地の保存問題に関する主導権は、行政側が引き継ぎそこからの発案・指導によって進められてきた。このことは、今後の恭仁宮跡の保存にとっても非常に重要な意味を持ってくる

ものと思える。つまり、現在、京都府内で実施されている発掘調査の大部分が開発に伴う事前調査であるため、当初からの綿密な保存計画が立てにくいという側面を持っている。そうした中であって、恭仁宮跡の発掘調査においては、大前提となるものが、今後の保存に向けての資料を得るという点にあり、文化財保護行政として遺跡を如何に保存活用していくのかという明確な目標がある。また、加茂町教育委員会が実施した史跡山城国分寺跡の保存管理計画策定事業においても、山城国分寺跡のみならず恭仁宮跡を考慮した保存管理でなければならない点を明確に表明している。それだけに、遺跡の範囲を明示するという基本的な作業をひとつとっても、困難なことではあるが、よりよい保存活用に向けての指針を早急に提示するということは、京都府および加茂町の大きな責務である。

文化財保護の立場で発掘調査を行うというのは、研究者としての満足を得るためということより、府民や町民等に文化財をいかに還元するかということが前提であるという問題を忘れてはならない。このためにも、無理を聞いてもらっている地元に対しては、できるだけ早い時期に、恭仁宮跡についてより具体的、かつ、明確な中心部分を提示するとともに宮域の確定を急ぐ必要があると考えられる。このことが、現在の地元住民が求めている声に答える第一歩であると同時に、行政側としても、今後、恭仁宮跡を保存・整備して行く決断を示す第一歩でもあると思える。そして、この遺跡範囲の明示ということが契機になって、今後の恭仁宮跡の保存の在り方といった具体的な問題に入っていくものと期待される。そこで、以下では、少し現実とは離れるかもしれないが、恭仁宮跡全体に対する将来展望といったものについての私見を述べてまとめておきたい。

現在の史跡指定地の整備構想というものは、学術的にも文化財としても価値の高いものであるだけに、どうしても、様々な制限を受けたものになっている。このため、整備が完了した後の遺跡公園というものは、利用者の立場に立った場合、あくまでも勉強の場ではあっても、いわゆる公園ではない。これは当然のことであり、国民共有の財産である歴史資料の実体験の場として活用されることは、本来的に望ましいことであろう。しかし、整備された遺跡地を訪れるのは、何も研究者や校外学習の生徒ばかりではないはずである。もっと広範囲の年齢にわたって楽しめるものであっても構わないのではないかと思う。何も遊園地を作れというのではないが、遺跡公園といえども、その役割としては年齢にかかわらず多数の人々が、一度現地を訪れた後も、何度でも訪れてみたいという気持ちにさせるようなものでなければならないという気がする。このためにも、今後の遺跡公園の整備というものは、遺跡そのものの学術的価値とは別に、各遺跡ごとに何等かの特色を持たせた施設や環境整備が重要になってくるのではなかろうか。

こうしたことを現在の恭仁宮跡の現状に合わせて考えると、宮域全周の確認を待って、

それを史跡に指定するという方針だけでは、少し、問題が残るように感じられるのである。埋蔵文化財の保存という点では、史跡に指定するというのが最良の策であることには疑いはないが、その整備および活用ということになると、この史跡指定範囲だけでは運用上の不便さが出て来るように思える。そこで、恭仁宮跡の場合、遺跡公園としての中核となる史跡指定地の周囲に、都市公園的な機能を持たせた余剰帯のようなものがあれば良いのではないかと考える。この余剰帯としての空間に、恭仁宮跡が分かりやすく理解できる資料館や、遺跡を学習するための野外活動用施設といった学術的な施設に加えて、各種のレクリエーション施設を併設することによって、かなり違った遺跡公園になるのではないだろうかと思像される。当然、その前提としては、史跡指定範囲の決定に向けて宮内の最重要地域の確定や宮域範囲の確認調査が必要となるが、この余剰帯についても准史的な取扱いが必要となることは自明である。しかし、こうした方法で遺跡全体の保護・活用が計れたら、現在のように、画一的に遺跡の範囲を決定し、それを史跡地として指定することだけからくる土地活用の面における不自由さは、幾分緩和されるのではなからうか。

俗な言い方になるが、目に見える文化財としての寺や仏像が客を呼べるなら、地下に埋蔵されている文化財も工夫次第では、きっと客を引き付けることができるはずである。また、それをすることが、今後の遺跡活用を行う上では、国民に対する責務になってくると感じられる。上のような構想で遺跡の保存・整備・活用を一体として行おうとすれば、その原則となるのは土地の公有化であり、そこには必ず、買収費用を含めた莫大な予算が必要になってくる。しかし、ここでは予算等の問題は、少し置いて、恭仁宮跡の将来的な保存・活用に関する一私案の提示としておきたい。

(くぼ・てつまさ=京都府教育庁指導部文化財保護課)